

～農業者の皆様へ～

令和6年度東峰村緊急経済対策事業支援金について  
(農業関係)

東峰村では、物価高騰等により影響を受けた農業者を対象に下記の支援事業を実施します。詳しくは裏面をご確認ください。



記

1. 東峰村緊急経済対策事業支援金

① 土づくり推進事業

補助率80% 補助上限額20万円

② 水稲収穫促進事業(乾燥調製)

乾燥・粃摺り 1,150円/俵

乾燥のみ 650円/俵

粃摺りのみ 500円/俵

・東峰村ライスセンター以外で乾燥や粃摺りを行なっている場合は、生産者個人での申請が必要となります。(数量等を確認できる書類や写真が必要。)

・補助対象となる数量は粃摺り後の出来高(玄米)数量に基づきます。

2. 対象者・対象農地

・対象者 東峰村に住所を有する方

・対象農地 東峰村内の作付け農地(東峰村に住所を有する方が村外農地に作付けしている場合は、営農計画書や農業委員会等の証明で確認できれば対象となります。)

3. 申請期間 令和6年9月2日(月)～令和7年3月31日(月)

※1 ○筑前あさくら農業協同組合(東峰支店) 又は

○(農)東峰村農業生産組合(ライスセンター)

を利用しての購入・出荷等(乾燥・粃摺り等含む)については、JAやライスセンターに依頼しますので、個人で申請を行なう必要はありません。

※2 上記(※1)以外の場合は個人での申請が必要となりますので、役場農林建設課に申請願います。(出荷伝票、領収書等 数量及び金額が確認できる書類等が必要となります。)

お問合せ先：東峰村役場 農林建設課農政係(電話 0946-72-2313)

(農林業関係) 令和6年度東峰村緊急経済対策事業※支援金

筑前あさくら農業協同組合(東峰支店)を利用しての購入、(農)東峰村農業生産組合(ライスセンター)を利用しての乾燥調製経費については、村へ申請を行なう必要はありません。

事業の種類	事業実施主体	事業内容	対象経費	補助率及び 限度額	提出書類
①土づくり推進 事業	筑前あさくら農業 協同組合、農業 者の組織する団 体、個人農業者	水田・果樹園・畑 等の土質の向上 を行う為の事業	・堆肥センターの堆 肥(及び市販の堆 肥)購入に要する経 費	バラ堆肥、袋詰 め堆肥購入に対 し10分の8以内 (限度額20万円)	
②水稻収穫促 進事業 (乾燥調製)	村内の農業者の 組織する団体及 び個人農業者	収穫後の米の乾 燥調製に対する 助成事業	・乾燥、粃摺りに対 する定額助成	(乾燥・粃摺り) 1俵(60kg)当たり 1,150円 (乾燥のみ) 1俵(60kg)当たり 650円 (粃摺りのみ) 1俵(60kg)当たり 500円	

※緊急経済対策事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。